



平成 25 年 11 月 8 日

各 位

会 社 名 三 洋 貿 易 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 本 善 政  
(コード番号：3176 東証第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 小 林 和 明  
(電 話 番 号 : 03(3518)1111)

## 取締役に対する株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の導入に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 8 日開催の取締役会において、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することについて平成 25 年 12 月 18 日開催予定の当社第 67 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入する理由

当社は、会社業績と株式価値の連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気をより一層高めることを目的に、当社取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行するものです。

#### 2. 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を導入するために付議する議案の内容

取締役の報酬等の額につきましては、平成 18 年 12 月 22 日開催の第 60 期定時株主総会において年額 170 百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、当該報酬等の額とは別枠で、ストックオプションに関する報酬等の額を、当社取締役につきまして年額 20 百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりです。

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。なお、付与株式数は、本議案の決議の日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

当社普通株式 40,000 株を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。ただし、付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に下記(2)の新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

400 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内の範囲で、当社取締役会において定めるものとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

上記(1)から(7)までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は本総会終結の時以降、上記の(1)及び(3)ないし(7)の点について、上記の新株予約権と同内容の新株予約権を、当社執行役員に対し当社が必要と判断する個数を、当該新株予約権の公正価額を基準として決定される額を払込金額として発行する予定であります。

(注) 上記の内容については、平成 25 年 12 月 18 日開催予定の当社第 67 期定時株主総会において「取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額及び内容決定の件」

が承認可決されることを条件といたします。

以 上